# 一般財団法人国際法学会公印規程

2012 年 10 月 5 日 一部改正 2013 年 11 月 28 日

#### (趣旨)

第1条 この規定は、一般財団法人国際法学会において使用する公印(以下「財団印」 という。)の管理その他財団印に関し、必要な事項を定めるものとする。

# (財団印の名称等)

第2条 財団印の名称、寸法及び印影は、別表に定めるとおりとする。

### (財団印管理者)

- 第3条 次の各項に掲げる財団印は、代表理事、事務局長、会計部長及び研究連絡部長 が財団印台帳(別記様式)を各々備え、管理する。
  - (1) 一般財団法人国際法学会代表理事之印(代表理事が管理する)
  - (2) 一般財団法人国際法学会代表理事之印(出納事務専用)(会計部長が管理する)
  - (3) 一般財団法人国際法学会之印(事務局長専用)(事務局長が管理する)
  - (4) 一般財団法人国際法学会之印(出納事務専用)(会計部長が管理する)
  - (5) 一般財団法人国際法学会会計部長之印(出納事務専用)(会計部長が管理する)
  - (6) 一般財団法人国際法学会之印(出納事務専用)(研究連絡部長が管理する)
  - (7) 一般財団法人国際法学会之印(大会運営専用)(大会運営委員長が管理する)

#### (財団印の管理)

第4条 財団印は、慎重に取り扱い、不正使用、盗難等の事故のないよう厳重に管理しなければならない。

#### (財団印の新調等)

- 第5条 財団印の新調、改刻又は廃止は、代表理事の決裁を受けて、事務局長が行う。
- 2 事務局長は、使用を廃止した財団印の印影を保存し、その財団印を切断又は焼却等 適当な方法で速やかに廃棄しなければならない。

### (事故発生の際の措置)

第6条 事務局長、会計部長、研究連絡部長及び大会運営委員長は、財団印の不正使用、 盗難等の事故があった場合は、すみやかに代表理事に報告し、その指示を受けなけれ ばならない。

## (委 任)

第7条 この規程の実施に必要な事項は、事務局長が別に定める。

## 附則

この規程は、平成20年5月9日から施行する。

## 附則

この規程は、一般財団法人国際法学会の設立登記の日から施行する。

## 附則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。